益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 基本協定書(案)

益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業(以下「本事業」という。)に関して、益田地区広域市町村圏事務組合(以下「甲」という。)と[][][]及び[] (以下「乙」と総称し、乙の代表企業である[]を「代表企業」、代表企業を含む乙の各構成員を「各構成員」という。)との間で、以下のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、本事業に関し乙が総合評価一般競争入札により落札者として選ばれたことを確認し、 乙の設立する本事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)と甲との間で締結する事業契約の締結 に向けて、甲及び乙の双方の協力について定めることを目的とする。

(甲及び乙の義務)

- 第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

(株式の譲渡等)

- 第3条 各構成員は、その保有する事業予定者の株式に担保権を設定し又はその他の処分を行う場合に は、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。
- 2 各構成員は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権 設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出する。

(業務の委託、請負)

- 第4条 乙は、事業予定者をして、設計にかかる業務を []に、建設にかかる業務を []に、維持管理にかかる業務を []に、運営にかかる業務を []にそれぞれ委託し又は請け負わせる。
- 2 乙は、平成 年 月 日を目処として、前項に定める設計、建設、維持管理及び運営の各業務を 受託する者又は請け負う者と事業予定者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約 を締結せしめ、締結後その写しを甲に提出する。
- 3 第1項により事業予定者から設計、建設、維持管理又は運営にかかる業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

(事業契約)

- 第5条 甲及び乙は、事業契約の仮契約を、入札説明書に添付の事業契約書案の形式及び内容にて、平成 年 月 日を目処として、甲の組合議会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲と事業予定者間で締結せしめるべく最大限努力する。
- 2 前項の規定に関わらず、事業契約の仮契約締結前に、本事業の入札に関し各構成員に以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を締結しない。

各構成員のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められ

る場合の審決を除く。) を受け、かつ、当該審決の取消の訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

各構成員のいずれかが、独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第 5 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。

各構成員のいずれかが、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

各構成員のいずれかの役員又は使用人について、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。

- 3 事業契約の仮契約締結前に、各構成員のいずれかが入札説明書において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、事業契約を締結しない。
- 4 第1項に基づく仮契約は、甲の組合議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じる。
- 5 甲は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 6 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力する。

(事業予定者の設立)

- 第6条 乙は、本協定締結後30日(土日祝祭日を除く。)以内に、事業予定者を商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを甲に提出する。
- 2 事業予定者の定款には、商法第204条第1項但書に基づく株式の譲渡制限を規定する。
- 3 各構成員は、別紙1に定める各項成因の出資額として記載されている金額の事業予定者の株式の 引受を行う。
- 4 各構成員は、第3条の場合を除き、事業契約期間中、各構成員は事業予定者の株式を譲渡することはできない。
- 5 代表企業は、事業予定者設立時及び増資時における各出資者をして、別紙2の様式に従った出資 者誓約書を提出せしめる。

(準備行為)

- 第7条 事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、乙は本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為(設計に関する打ち合わせを含む。)を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準備行為に協力する。
- 2 乙は、かかる協力の結果(設計に関する打ち合わせの結果を含む。)を、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐ。

(資金調達協力義務)

- 第8条 乙は、乙が本事業に関連して甲に提出した事業提案書に従い、事業予定者へ出資し、事業予定者への出資者を募り、また、事業予定者による借入その他の事業予定者の資金調達を実現させる ために最大限努力する。
- 2 乙は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、事業予定者に対して融資を行う金融機関等が決定 した場合、かかる金融機関等の名称その他の詳細を直ちに甲に通知する。

(環境保全協定)

- 第9条 乙は、事業契約の締結前に関わらず、本事業に関して甲、乙及び周辺住民との三者による環境保全協定を締結するために必要な行為を速やかに開始する。
- 2 甲は前項に基づく環境保全協定の締結に協力する。

(生活環境影響調査)

第 10 条 乙は、事業契約の締結前に関わらず、本事業に基づく施設の設置に係る生活環境影響調査に

着手できるものとし、甲はこれを承認する。

2 乙は、前項の生活環境影響調査の実施に当たっては、関係諸法令を遵守する。

(設置許可申請手続)

第 11 条 乙は、事業契約の締結前に関わらず、本事業に基づく施設の設置について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可申請のための甲との協議を開始する。

(補助金申請)

第 12 条 乙は、事業予定者をして本事業の実施に際して国庫補助金申請の手続き業務を行わせ、甲は、 その支援及び協力を行う。

(事業契約終了時の性能保証)

第 13 条 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約が締結された後直ちに、事業契約第73条に基づく本施設の性能保証に係る保証書を甲に差し入れなければならない。

(事業契約不調の場合における処理)

- 第 14 条 甲は、何らかの事由により事業契約の締結に至らなかった場合において、その原因が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、落札者決定後から事業契約の締結断念までに乙が要した合理的な範囲の費用(前条の準備行為を含む。)を負担する。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、甲は乙に対し、各構成員が連帯して、本事業に係る落札金額の落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として支払うよう、請求することができる。

(違約金)

第 15 条 事業契約締結後において、本事業の入札に関し、第 5 条第 2 項各号のいずれかの事由が生じた場合、事業契約の解除の有無を問わず、各構成員は、連帯して、本事業に係る落札金額の落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を、甲に対して支払う。

(秘密保持)

第 16 条 甲及び乙は本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本協定の変更)

第 17 条本協定の規定は、本協定の全当事者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 18 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は松 江地方裁判所とする。

(規定外事項)

第 19 条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

[以下本頁余白]

以上を証するため、本協定を 通作成し、甲及び乙の代表企業及び各構成員は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

| 上、合「迪を保有する。 | | | | | | | |
|-------------|---|---|---|----------------|--|--|--|
| 平成 | 年 | 月 | 日 | 益田地区広域市町村圏事務組合 | | | |
| | | | | 代表企業: | | | |
| | | | | 構成員: | | | |
| | | | | 構成員: | | | |
| | | | | 構成員: | | | |
| | | | | | | | |

別紙1 各構成員の出資額

[落札者の提案による。]

別紙2 出資者誓約書

平成 年 月 日

益田地区広域市町村圏事務組合 殿

出資者誓約書

| 広域組合及び | ў [|](以下「事業 | 者」という。 |) 間にお | いて、 | 本日付け | で締結 | された | こ益田地 |
|---------|--------|------------------|--------|-------|------|-------|------|-----|------|
| 区広域クリーン | センター | 整備及び運営事業 | 事業契約(し | 以下「本動 | 契約」。 | という。) | に関し | て、と | 出資者で |
| ある[|][|] 及び [|](| (以下「当 | (社ら) | という。 |) は、 | 本日(| 寸けをも |
| って、広域組合 | ≩に対して⁻ | 下記の事項を連帯し | して誓約し、 | かつ表明 | 及び保 | 証いたし | ます。 | なお、 | 特に明 |
| 示の無い限り、 | 本出資者誓 | 誓約書において用い | られる用語の | D定義は、 | 本契約 | に定める | とおり | とし | ます。 |

記

- 1. 事業者が、平成[]年[]月[]日に商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在 有効に存在すること。
- 2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は [] 株であり、うち [] 株を [] が、及び [] 株を [] が、みび [] 株を [] が、それぞれ保有していること。
- 3. 事業者の本日現在における株主構成は、落札者である株主によって全議決権の2分の1を超える 議決権が保有されており、かつ、落札者以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とはなってい ないこと。
- 4. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
- 5. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する選定事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を広域組合に対して書面により通知し、広域組合の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに広域組合に対して提出すること。
- 6. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものと

し、広域組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する選定事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、広域の事前の書面による承諾を得て行うこと。

| 住所 | |
|-------|---|
| 代表取締役 | 印 |
| | |
| 住所 | |
| 代表取締役 | 印 |
| | |
| 住所 | |
| 代表取締役 | 印 |